

令和8年4月1日
から

自転車も
車の仲間です。

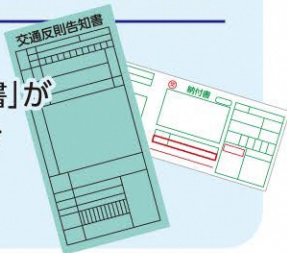
青切符

取締り始まる！

対象 16歳以上の
自転車利用者

青切符(交通反則通告制度)とは

一定の交通違反をした場合、
「青切符」と「反則金の納付書」が
交付され、納付書で反則金を
納付すれば、刑事処分には
付されないという制度です。



交通違反(反則金)の一例

携帯電話の使用



一時不停止



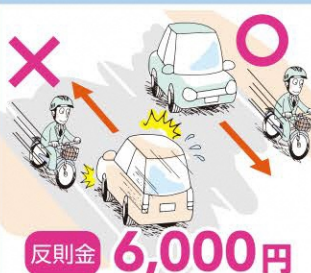
赤信号無視



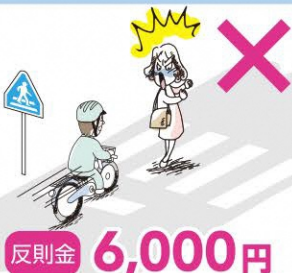
無灯火



車道の右側通行



横断歩行者妨害



■自転車事故への備えは大丈夫ですか?万一の
事故に備えて自転車保険に加入しましょう!
■自転車乗車中は必ずヘルメットを着用しま
しょう! 事故の際に頭部への衝撃を大幅に
軽減でき、命を守ることにつながります。



「自転車の安全な利用」や
「交通反則通告制度等」に
ついてはこちら▶



新潟県



新潟県警察

自転車保険に加入しましょう



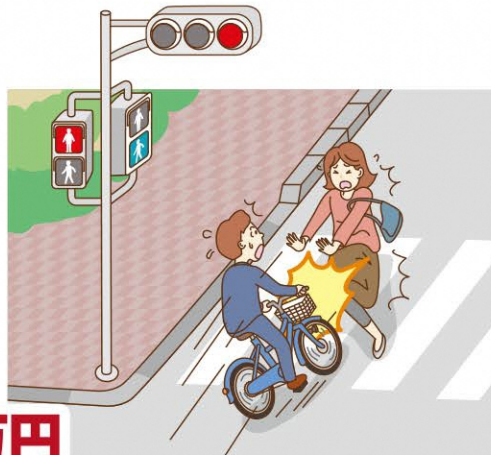
自転車は事故の被害者にも加害者にもなります。加害者になると損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることがあります。



事故事例

男性が自転車を運転し、**信号表示を無視して高速度で交差点に進入後、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性はその後死亡した。**

(東京地方裁判所、平成 19 (2007) 年 4 月 11 日判決)



賠償金額 5,438 万円

「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、**新潟県内で自転車を利用する場合、事故の相手への損害を補償する保険等に参加しなければなりません。**

損害賠償責任保険には、自動車保険、火災保険、傷害保険の特約として付けるものもあります。自分自身のケガは、これとは別に傷害保険で補償されます。

自転車に「TS マーク」が貼付されている場合には、点検日から 1 年間は損害賠償に対応しています。

保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○
TSマーク付帯保険	○	×	○

自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

